

様式第1号

平成25年度 計画・条例等一覧（対象外・除外）

担当部署：政策推進部財政課

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法の改正に伴い、諸収入金にかかる延滞金の特例について条例の整備を行う。</p> <p>【内容】 延滞金の年14.6%の割合及び7.3%の割合を特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、 ①14.6%の割合は、特例基準割合+7.3% ②7.3%の割合は、特例基準割合+1% (7.3%を超える場合は7.3%)とするもの</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成25年6月定例会 ②施行日 平成26年1月1日施行</p>	対象外		地方税法の改正により、諸収入金の延滞金の割合を改正するため

様式第1号

平成25年度 計画・条例等一覧（対象外・除外）

担当部署：政策推進部企画調整課

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
2	花巻市部設置条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 新しい総合計画の施策体制に合わせ、分かりやすい組織機構とするため改正を行う。</p> <p>【内容】 部の再編を行うもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成25年9月定例会 ②施行日 平成26年4月1日施行</p>	対象外		市の行政組織執行体制について改正を行うものであるため。

様式第1号

平成25年度 計画・条例等一覧（対象外・除外）

担当部署：総務部市民税課

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
3	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い関連する条項の内容等を改正するもの</p> <p>【内容】 延滞金の割合の改正。東日本大震災に関連する課税の特例等。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成25年6月定例会 ②施行日 平成26年1月1日</p>	対象外		地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものであり、新たに税を課するものではないため。
4	花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い関連する条項の内容等を改正するもの</p> <p>【内容】 引用条項等の整理。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成25年6月定例会 ②施行日 平成26年1月1日</p>	対象外		地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものであり、新たに税を課するものではないため。

様式第1号

平成25年度 計画・条例等一覧（対象外・除外）

担当部署：生活福祉部生活環境課

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
5	花巻市墓園条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 松園墓園の区画増設を行うことから、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 増設された区画の使用料を規定する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成25年9月定例会 ②施行日 平成25年11月1日施行</p>	対象外		使用料の徴収に関することであるため。（増設区画の使用料を規定するものである。）

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
6	（仮称）花巻市子ども・子育て会議条例	【目的】 子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、（仮称）花巻市子ども・子育て会議を設置する。 【内容】 会議の所掌事務、組織、任期等を規定する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成25年9月定例会 ②施行日 平成25年9月施行	対象外		条例の目的が会議の設置を定めるものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
7	花巻市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例	【目的】 地域主権一括法において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定めるもの。 【内容】 国土交通省がバリアフリー法で定める基準を参酌して規定する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成25年9月定例会以降 ②施行日 未定 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号） ②法令改正施行日 平成23年12月14日施行	対象外		バリアフリー法の規定に基づき、市道の構造の技術的基準を定めるものであり、特に市独自基準を制定するものではないため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
8	岩手中部水道広域化に伴う水道料金の統一について	【内容】 平成26年度の紫波町、花巻市、北上市、水道企業団の水道事業の広域化に伴い本年度中の水道料金の統合を進めているが、統合後の新料金については、新たな団体が条例を制定し議会で決定することとなる。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年2月議会（予定） ②施行日 平成26年4月1日	工 義務 権利	才 市税 等	水道料金は、水道事業経営の根幹をなすもので、その他金銭の徴収に該当するため。 なお、事業統合にあたっての説明や、料金の統一などについては5月以降に構成市町毎に、それぞれ住民説明会を行うこととしている。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
9	花巻市火災予防条例の一部を改正する条例	【目的】 消防法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行う。 【内容】 第29条の4第4項中で引用する、令第37条第7号から第7号3を令第37条第4号から第6号に改める。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成25年9月定例会 ②施行日 平成26年4月1日施行	対象外		法改正に伴う引用条項の整理であるため。